



安全

警察署からのお知らせ

今から25年前の平成7年3月20日、オウム真理教による「地下鉄サリン事件」が発生しました。オウム真理教は現在も、麻原彰晃こと松本智津夫への信仰を強調する主流派「Aleph（アレフ）」と、松本の影響力がないかのように装う上祐派「ひかりの輪」を中心に活動しています。

主流派は、街頭や書店における声かけのほか、SNSなどを利用するなど青年層を中心に接触をはかり、教団名を秘匿しながらヨীগ教室に勧誘など新規信者を獲得しています。

岡興部警察署

☎ 82・2110



保健

献血車来町のお知らせ

3月16日(月)に献血車が来町し、町内を巡回します。

ご多用の中、貴重なお時間とは思いますが、皆さんの献血への協力をお願いします。

献血時の血液検査結果内容には、

糖尿病関連検査の結果が含まれています。

健康管理の指標としてご活用ください。

なお、より多くの人にご協力いただけますよう巡回場所に一部変更がございますので、ご確認ください。

場所・時間

沢木住民センター つどいれ前

役場前

10時～11時20分
12時50分～14時

雄武漁業協同組合前

14時30分～15時10分

国民健康保険病院前

15時40分～16時30分

岡保健福祉課保健係

税金

軽自動車の手続きはお早めに

軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

譲渡、売却、下取りなどで、現在車両を所有していない場合、4月2日以降に名義変更・廃車の手続きをされても、その年度分の軽自動車税（種別割）が課税されますので、必ず手続きをしてください。

業者に軽自動車を引き渡した場合も廃車の確認をしてください。

他の市区町村へ住所変更や車の所有者が死亡した場合も同様に手続きが必要となります。

区 分	問い合わせ先
原動機付自転車（50cc～125cc） 小型特殊自動車（農耕用、その他） ※雄武町のナンバー	税財管理課 課税係 ☎ 84 - 2121
軽自動車（貨物、自家用） 軽二輪車（250cc以下） 小型二輪車（250cc超のオートバイ） ※雄武町以外のナンバー	北見地区軽自動車協会 ☎ 0157 - 24 - 6130 北見地区自家用自動車協会 ☎ 0157 - 24 - 6271

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で運輸支局の登録に基づいて課税される税金です。

引っ越しで住所が変わったときには、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和2年度の自動車税（種別割）納税通知書を確実にお届けするため、3月中旬に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わないときは

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税（種別割）の住所変更手続きが可能です。

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sn/zip/index.htm>

札幌道税事務所自動車税部

☎ 011・746・1197

3月は道税の滞納整理強化月間

オホーツク総合振興局では、3月を「滞納8整理強化月間」として、道税の滞納整理に取り組んでいます。

3月は、自動車税、個人事業税および不動産取得税などの道税すべてについて滞納整理を進めることとしており、給与・預貯金・財産などの財産差し押さえを行います。

まだ、納税が滞っていない人は、大至急納税してください。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替が利用できます。

岡紋別道税事務所納税係

☎ 0158・24・2626

Information

雄武町農業委員会委員の募集

このたび、雄武町農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、次のとおり雄武町農業委員会委員の募集を行います。

- 募集人数 10人
- 募集方法 個人または団体等からの推薦、一般募集
- 受付期間 令和2年3月24日(火)から4月20日(月)まで
- 任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで（3年間）
- 身分および報酬の額 雄武町の特別職の非常勤職員 月額 25,000円
- 主な業務内容
 - ・農業委員会総会（6月を除き毎月開催）に出席し、農地の権利移動や転用に係る許可等の審議および決定を行います。
 - ・担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する活動を行います。
 - ・関係団体が開催する会議及び研修会に出席します。（年数回）
 - ・農家からの相談対応・助言・指導さらには農業一般における情報提供に関する業務を行います。
- 推薦および応募の資格 農業委員として推薦を受ける者または募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、農業委員の選任予定日において、次のいずれにも該当する者とする。
 - ・雄武町に住所を有する者を基本とするが、雄武町外に住所を有する者も妨げない。
 - ・雄武町の職員でない者
 - ・破産手続開始の決定を受けていない者（復権者を除く）
 - ・禁錮以上の刑に処せられていない者（刑執行終了者を除く）

○推薦および応募の手続

所定の届け出様式に必要な事項を記入のうえ、農業委員会事務局へ直接提出するか、郵送により提出してください。なお、届出様式については、農業委員会事務局に備え付け、または雄武町ホームページからダウンロードができますのでご利用ください。

(1)推薦の場合の手続

- ・個人からの推薦にあたっては、農業者等2人以上が連名し、その代表者が推薦するものとする。
- ・団体等からの推薦にあたっては、団体または組織の代表者が団体推薦するものとする。

(2)一般応募の場合の手続

- ・一般応募にあたっては、募集に応じる者が応募するものとする。

○推薦および応募状況の公表等

推薦を受けた者または応募した者については、受付期間の中間および終了後に氏名、職業、年齢等を雄武町ホームページ等にて公表します。

○選考方法

農業委員会委員候補者選定委員会において、書類審査等を実施し、その評価結果を参考に町長が選任し、雄武町議会の同意を得たうえで任命します。

○雄武町農業委員会委員の任命

町長が選任した農業委員について、令和2年6月議会定例会で同意を得て、任命の通知を行います。その後、令和2年第6回農業委員会総会（7月20日開催）の席上で町長から辞令交付を行います。

○注意事項

- ・提出された届出書等は、返却しません。
- ・推薦または応募に係る経費は、すべて推薦者または応募者の負担となります。
- ・届出書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

○届出書提出先および問い合わせ

〒098-1792 紋別郡雄武町字雄武700番地 雄武町農業委員会事務局 ☎ 84 - 2121